



市文化財保存活用地域計画が認定されました

市文化財保存活用地域計画は、平成31年4月に施行された文化財保護法の改正に伴い、今後の人口減少社会において文化財の継承を計画的・継続的に取り組むため、従来の市歴史文化基本構想を発展させたものです。関係機関との協議を進め、令和3年7月16日に

県内で初めて文化庁長官の認定を受けました。令和2年度までに全国で23件の地域計画が認定され、今年度は本市を含め24件の市町村が認定されました。

今後はこの計画を基に、文化財所有者や市民と協働し、市の文化財に関する施策に取り組んでいきます。計画内容は、市ホームページ「いせはら文化財サイト」→「文化財保存活用地域計画」からご覧になれます。

主な内容

- ◇文化財の概要
- ◇文化財保護の現状と課題
- ◇文化財保護に関する方針
- ◇文化財保護に関する取組

☎教育総務課 94-5109



平和を願い 黙とうを

原爆による死没者や戦没者の霊を慰め、世界の恒久平和を祈念するため、家庭や職場などで1分間の黙とうをお願いします。

黙とうの時間

- 【広島】8月6日(金)午前8時15分
- 【長崎】8月9日(月)午前11時2分

【戦没者を追悼し平和を祈念する日】8月15日(日)正午

☎福祉総務課 94-4719

市民総ぐるみ大清掃を中止します

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、9月12日(日)に予定していた市民総ぐるみ大清掃は中止します。ご理解をお願いします。

☎環境美化センター 94-7502



東京2020パラリンピック 聖火フェスティバルの観覧者を募集

聖火の火種を県へ送り出す聖火フェスティバル。楽器演奏や、寸劇・演舞などが披露されます。

とき 8月15日(日)午前10時～正午

ところ 市民文化会館大ホール

内容 障がい者施設・市民団体による発表会、集火・出立式

対象 市内在住・在勤在学の人300人(申込順)

申込み 8月2日(月)から住所、氏名、電話番号を明記しファクシミリか電子メール、または電話で担当にお申し込みください

☎スポーツ課 94-4628

☎93-8389

✉sports@isehara-city.jp



クール CHOICE 未来のために、いま選ぶほう

COOL CHOICE とは、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を削減するために、脱炭素社会づくりに貢献する製品の買換えやサービスの利用、ライフスタイルの選択など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を指すという取り組みです。

年々進行している地球温暖化の影響で、熱中症による搬送者数が増加したり、集中豪雨などの自然災害が多発したりしています。今後、地球温暖化がより一層進むと、こうした被害が大きくなる恐れがあります。将来世代に負担を先送りしないようにしましょう。

【新しい生活様式】にも COOL CHOICE を

求められるていますが、暮らし方が変わっても、身近なことから環境にやさしい行動を心がけましょう。

- ◇宅配便の受け取りは1回で宅配ボックスや事前の通知サービスを活用すれば、再配達負担が減ります。
- ◇移動方法を見直す 近場へは徒歩や自転車。バスや電車の利用は混雑する時間を避けましょう。
- ◇旬の食材を地産地消 地元で採れた旬のものは流通コストがからず、新鮮で栄養価も高いので一石二鳥です。
- ◇車や家電を省エネ製品に 燃費の向上や電気代の削減につながり、家計も節約できます。

いる中、自宅にいながら地球温暖化対策を心がけましょう。どのような対策が効果的か環境省の特設サイト「うちエコ診断」を活用してみましょ。

☎環境対策課 94-4737



うちエコ診断

初期費用0円で太陽光発電を

県では、初期費用なしで設置できる「0円ソーラー」の具体的なプランを紹介しています。詳しくは、問い合わせ先のホームページをご確認ください。

4つのメリット

- ◇無料で設置可能、管理も手間いらず
- ◇契約期間概ね10年後は、無償譲渡
- ◇非常用電源としても使える
- ◇電気代が安くなる

☎県工エネルギー課 045-210-4115



一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能

特定商取引法の改正に伴い、7月6日以降、注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送り付けられた商品に関するルールが変わりました。

一方的な送り付け行為への対応3カ条

- ◆商品は直ちに処分可能 注文や契約をしていないにもかかわらず、お金を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。
- ◆お金を請求されても支払不要 一方的に商品を送り付けられたとしても、お金を支払う義務は生じません。
- ◆誤ってお金を支払ってしまったら、すぐに相談 一方的に送り付けられた商品の代金などを請求され、支払義務があると誤解して、お金を支払ってしまったとしても、返還を請求することができます。

困ったら消費生活センターへ

市消費生活センター ☎95-3500

相談日時 平日の午前9時30分～正午、午後1時～4時(年末年始を除く)

☎個人権・広聴相談課 94-4717



8月は「道路ふれあい月間」、8月10日は「道の日」

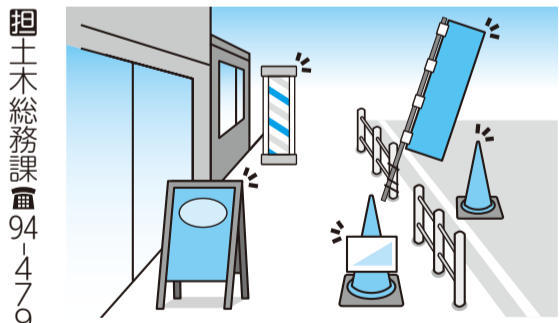
歩道上に、のぼり旗やコーン式看板などを出していませんか。また、庭木の枝や農地の土などが道路にはみ出していませんか。これらは通行を妨げ、カーブミラーや標識を見えにくくするなど大変危険です。日ごろから適切に管理しましょう。

ゆずりあい 道路で示す 日本の美
(令和3年度「道路ふれあい月間」推進標語)

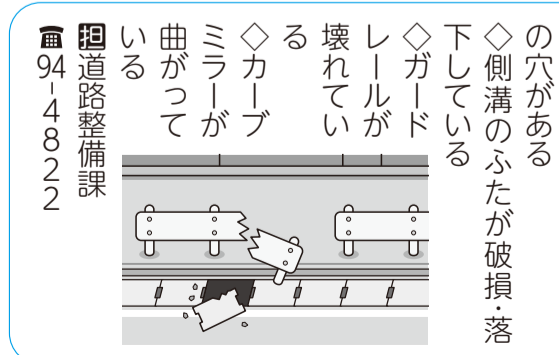
市では、道路を良好な状態に保つように維持修繕し、円滑な交通の確保に努めています。次のような状況を発見したら、担当にご連絡ください。

- ◇道路の舗装に陥没などの穴がある
- ◇側溝のふたが破損・落下している
- ◇ガードレールが壊れている
- ◇カーブミラーが曲がっている

☎道路整備課 94-4822



道路は、私たちの日常生活を支える大切な公共財産です。道路の役割や重要性について改めて考え、誰もが安全で快適に利用できる心がけていきましょう。



☎土木総務課 94-4798